

佐倉市補助金検討委員会（第5回）会議録

日時	平成 26 年 5 月 12 日（月）14 時～	場所	佐倉市役所議会棟第 2 委員会室
出席者	委員：小口委員長、淡路委員、清水委員、山崎委員、吉見委員		
	事務局	福山企画政策部長 小川財政課長 蜂谷主幹 小林主査 塩浜主査補 田中主査補	
	その他	傍聴者 3 名	
内 容			
<p>(1) 配布資料の確認について（財政課 小林主査）</p> <p>(2) 議事</p> <p>1. 補助金のヒアリングについて</p> <p>■地域まちづくり協議会事業交付金 （自治人権推進課長 井岡課長、鴨志田主査、小田主査補）</p> <p>～概要説明～ （井岡課長）</p> <p>地域まちづくり協議会は、各小学校区単位を基準として、区域内で活動する自治会・町内会のほか、地域で活躍する各種の団体や組織が連携、協力することで地域が対応できる課題などを協働してその解決を図っていただく組織です。</p> <p>市はコミュニティ施策の一環として佐倉市市民協働の推進に関する条例に基づいて、まちづくり協議会に対して支援を行っています。現在は臼井ふるさとづくり協議会、白銀小学校区地域まちづくり協議会、ふるさと弥富を愛する会、根郷小学校まちづくり協議会、しづがはらまちづくり協議会、西志津小学校区まちづくり協議会、上志津小学校区まちづくり協議会の 7 つの協議会が 8 つの小学校区の中で設立されています。</p> <p>交付金の内容につきましては、地域まちづくり協議会が行う事業に対して、設立年度は 70 万円、2 年目以降は 90 万円の交付金を支出しております。</p> <p>各協議会が実施する事業としては、それぞれの課題によって活動をしていますが、大きく分類すると、防災活動、防犯活動、環境美化活動、地域交流事業等を代表的な事業として実施しております。</p> <p>～質疑応答～ （A 委員）</p> <p>このまちづくり協議会は小学校区単位で作られているということですが、全地域につくっていくのでしょうか。</p>			

(井岡課長)

佐倉市の小学校は23校で、そのうち8の小学校区で7つの協議会が設立されています。なお、4つの小学校区で準備会が設立されています。

(A 委員)

意図的に働きかけをして、地域団体を1つにまとめて、地域の課題を解決できるようなコミュニティの基盤をつくらうという、佐倉市の方針ということではよろしいでしょうか。

(井岡課長)

はい。1つの自治会では解決できない課題を、小学校区単位で取り組んでいただいております。

(A 委員)

公共の利益に資する事業については100%の助成とありますが、具体的にはどのような事業なのでしょうか。

(小田主査補)

公共の利益に資する事業についてですが、その他にコミュニティ形成事業がありまして、4/5の補助となっています。コミュニティ形成事業は地域のスポーツ大会、文化祭、レクリエーションといった親睦的な事業については8割の補助でして、それ以外の防災、防犯といった公益的な事業については、100%の補助となっています。

(A 委員)

防災防犯等とありますが、具体的にはどういう事業でしょうか。

(小田主査補)

分野で申しますと、防災、防犯、福祉、青少年健全育成、環境美化とありまして、防犯ですと青色パトロール事業等、防災については地域の子どもたち、あるいは地域住民の方に参加いただく防災講演会等、環境美化ですと地域内のごみ回収運動への取組等について補助しています。

(A 委員)

1団体90万円を上限としているのですね。

(小田主査補)

そうです。

(B 委員)

自治会単位では解決できない課題について、協議会として対応していくということですが、設立されていないところについては、個々の自治会が機能している状況なのでしょうか。また市としては、最小単位である自治会の全てを小学校区単位でまとめて、まちづくり協議会として活動を活性化させようという方針なのでしょうか。

(鴨志田主査)

自治会単位では解決できない課題の例として、各自治会には自主防災組織があるのですが、避難所は小学校区単位ですので、各自治会の自主防災組織で訓練をするだけでなく、

いざというときのためにまちづくり協議会の中で各自治会が連携して訓練をするということがあります。

連携を強制するものではなく、協議会がないところは各自治会がそれぞれ活動しています。

(B 委員)

設立に向けて働きかけはしていますか。

(井岡課長)

年度当初に地区代表者会議という会議がありまして、各自治会の代表者の方に集まっていただく中で、地域まちづくり協議会の説明をさせていただいております。市が設立するものではなく、地域で組織していただくのが大前提ですので、地域として前向きになっていただくにも時間がかかるのが現状です。

これで十分ということではなく、今後、全ての小学校区で設立されるよう進めていきたいと思っています。

(B 委員)

みなさん地域まちづくり協議会という組織があることも、90 万円を上限とする交付金があるということもご存知ということですね。

(井岡課長)

自治会の約 6 割は輪番制で自治会長が 1 年で代わります。説明は毎年度していますが、1 年間である程度の形にならないと、自治会長が代わってしまっただけに進まないというところがあります。

(C 委員)

まちづくり協議会が認められるには、小学校区内にある全ての自治会が加入しないといけないのですか。

(井岡課長)

2/3 以上の同意を得るのが条件になっています。

(C 委員)

新興住宅地と古村がある協議会では、なかなか相容れない部分があると聞いています。このような場合、古村を抜いても設立できるということでしょうか。

(井岡課長)

認証するという要件の段階では 2/3 以上の同意を得るということですが、その地域の小学校区単位の中で、古村には古村の、新興住宅地には新興住宅地の課題を全体の中で解消してもらえるよう働きかける必要もありますし、当初加入していなかったけれども、2 年後に加入したというような事例もあります。

(C 委員)

将来的に古村も必ず入れなさいという働きかけはしていないのでしょうか。

(井岡課長)

していません。

(鴨志田主査)

現実的には既存のまちづくり協議会の中でも、新興住宅地と農村地域が混じっていると
ころがありまして、それまでほとんど交流がなかったものが、まちづくり協議会を通して
交流の場になっています。

(D 委員)

計画書を見ますと、年に1協議会ずつ増える計画になっていますが、23校区すべてに協
議会ができた場合、どれくらいの規模になるのか、そのときは補助額や補助期間を検討す
るとか、そういった点で検討していることがあれば教えていただきたいのですが。

(小田主査補)

最終的には23校区での設立を目指しています。現在、2校区で1つという協議会があり
ますので、22校区×90万円で約2,000万円の補助金規模を想定しています。

(井岡課長)

1点補足ですが、平成19年度にスタートして8小学校区7団体で止まっていたのですが、
ここ数年設立のペースが速まっています。

(A 委員)

それぞれの協議会を設立するにあたり、自治人権推進課の職員が地域に赴いて働きかけ
をしているのでしょうか。

(井岡課長)

地区代表者会議の中で案内をしています。また、関心をもっていらっしゃる自治会等に
つきましては、連絡協議会の中で勉強会をしているという現状です。できるだけ働きかけ
て組織化に向けて進めています。

(A 委員)

設置した7協議会では、協議会を設立してよかったという反応なののでしょうか。また、
設立していないところについては、設立したら大変だよね、という反応なののでしょうか。

(鴨志田主査)

設立しているところについては、両方の反応がありまして、定期的に会議を行って年間
の事業を進めていくということで、人員の確保について苦勞しているところもありますし、
自治会間で交流が生まれ、防災、防犯面で協力できてよかったという反応もあります。

設立していないところは、自治会の役員を決めるだけでも決まらないのに、それ以上は
無理だという意見が多いのですが、設立の必要性やメリットを説明する中でご理解いただ
いています。

(委員長)

佐倉市は自治会・町内会に補助金を出していますね。

自治会・町内会とまちづくり協議会はどこが違うのですか。二重行政ではありませんか。
一般的にまちづくり協議会は、歴史的、伝統的な建造物を地域でどう保存、活用していく

かとか、あるいはシャッター通りを解消し地域を活性化したいとか、この地域は環境を良くしたいので、建築協定を結ぼうではないか、といったものがまちづくり協議会です。

個別の自治会・町内会でできないこととは何ですか。

防災訓練は、防災課が地域住民と連携して実施するもので、まちづくり協議会が自治人権推進課と行うものではないと考えます。

小学校区単位でまちづくり協議会を設立するということですが、小学校は一時的な避難場所です。学校施設は教育で使用するものです。恒久的に使うものではありません。災害が収まったら、仮設住宅等を設置する必要があります。しかも、学校は震災時の小規模な火災延焼からの避難場所であり、かつ一時的な避難場所です。したがって、大規模火災延焼での避難場所は広域避難場所です。また、風水害とくに水害が起きた時には、河川に近い小中学校を避難場所に指定したらとても危険です。このため、避難場所は災害の状況によって異なってきます。

以上のようなことを論理的に整理しないで補助金を出していることについて、私はいかななものかと思っています。

佐倉市で青パトロールはユーカリが丘が先行して行いました。ユーカリが丘で行った青パトロールを全市的に行うことは理解できますが、佐倉市は、まちづくり活動と自治会活動を混同していると思います。

(井岡課長)

小学校が一時避難所というのは重々承知しております。東日本大震災では、行政としてすぐとりかかるとしても、24時間、48時間、72時間かかるといった教訓もあります。その間、地域の方がまず一時避難所を運営してもらうような取組みが必要です。

(委員長)

地域の方が勝手に運営しては混乱が起こります。一般的には、震災が起きたら、その地域に居住する市役所の職員が学校に駆けつけて、その職員と自治会、学校の職員が連携して避難場所を開設、運営していきます。

(井岡課長)

自治会間の、小学校区全体としての連携がとれていないところがあります。震災がもし起きた場合は、佐倉市でも市の職員が配属されることになっています。

(委員長)

今の話は自治人権推進課が主管ではないでしょうか。防災課が担当ではないでしょうか。

(井岡課長)

まちづくりの課題について、防災、防犯の活動について、ある自治会ではできるけど、ある自治会ではできないという現状があります。

(委員長)

自治体が自治会活動に手を入れるということが気になります。自治会・町内会活動は、その地域の住民が主体的に行っていくというのが大前提です。協議会を設立すれば90万円

あげますので、こういった活動をやってくださいというように聞こえます。

例えば、地域住民が防災倉庫を建てたいというときには、市のセクションとして〇〇課が担当するというような議論をして、支出するという話ではないでしょうか。

まちづくり協議会が、自治会・町内会に偏って手を入れているというのがとても気になります。佐倉市のようなまちづくり協議会というのを見たのは初めてです。

(小田主査補)

委員長はおそらく、都市計画関係のまちづくり協議会のことをおっしゃっていると思いますが、我々が進めているまちづくり協議会はソフトとしてのまちづくり協議会です。構成のメインは自治会等ですが、社会福祉協議会や商工会議所が入った、マルチステークホルダーとしてのまちづくり協議会は全国的に行われておりまして、横浜であったり、埼玉県の志木市であったり、千葉県ですと船橋市であったり、防災、防犯といった課題をまちづくり協議会でやっているところはあります。

(委員長)

しかし、今日の佐倉市のまちづくり協議会は二重行政になっていると思います。そこで自治会・町内会には、補助金を住民割で補助金を出した方がすっきりするのではないのでしょうか。なお、ひらがなの「まちづくり」は、市役所全体の業務を指し、漢字の[街づくり]は、都市計画をいうと法政大学名誉教授で亡くなられた田村明先生はおっしゃっておられました。このため、ひらがなのまちづくりをおこなうセクションは全庁的な調整が極めて必要となっています。

(小田主査補)

構成団体である社会福祉協議会、商工会議所といった多様な関係者が有している課題に取り組んでいく中で、将来的には福祉や、産業振興といった方面に広がりが出てくると思います。

(委員長)

まちづくり協議会が市役所すべての役割を担っていくことになるのでしょうか。

(鴨志田主査)

地域の課題解決はいろんな側面があります。防災なら防災課、福祉なら福祉課というのは従前の縦割り行政だと思います。

(委員長)

その総合調整は政策部がやるのではないのでしょうか。

(福山企画政策部長)

行政施策についてまちづくり協議会が直接担うことはありません。地域の課題を地域独自で解決していただくための組織です。もともと行政がやらなければならないものを、委託しているわけではありません。

(委員長)

自治会・町内会の主体的な活動と同じような活動に、あえて補助金を交付しているのは

理解できません。

(B 委員)

二重行政かどうかは気になります。青パトを走らせて防犯活動を行っている協議会では、その協議会に加入している自治会では防犯活動を行っていないのでしょうか。

(C 委員)

私の住んでいる自治会では、自主防災組織の会員有志が個々人でパトロールランプを購入して青パト活動を行っています。

(小田主査補)

個別自治会が青パト活動を行っていて、まちづくり協議会が設立した場合には、個別自治会の事業からは抜けて、まちづくり協議会として取組むことになります。

個別自治会での活動と、まちづくり協議会としての活動は整理されてくると思います。

(B 委員)

個別自治会に出る普通の補助金の算定方法と、まちづくり協議会の補助金はどういう関係になっているのでしょうか。まちづくり協議会で広域的に防犯活動を行ったとしても、個別自治会への補助金が減らないとすれば、まちづくり協議会を設立したところは二重に補助金がもらえて、よく言えば充実した自治会活動ができると言えるし、悪く言えば防犯活動としてもらった補助金を他の活動に充てることができると言えるのではないのでしょうか。

(小田主査補)

課題を解決する手段は、個別自治会的手段とまちづくり協議会的手段とで別にしないといけないと思っています。そうしないと、委員長がおっしゃるように、二重行政ということになりますので、行政として注視していきたいと思っています。

(B 委員)

自治会長を選出するのも苦しいという自治会もあれば、個別自治会の活動もやりつつ、広域的な協議会の活動もするという活発な自治会もあります。

問題は個々の自治会として活動できないところがあるということです。個別の自治会からまちづくり協議会へと広域化することで、個別自治会単位では高齢化してしまって活動できない団体でも、いろいろな年代の方が入ることによって活性化していく、そういった意味での広域化なら理解できます。

もし、個々の自治会が機能していないのであれば、そういった解決策もあるのではないのでしょうか。

(小田主査補)

合併の発想だと思いますが、マンパワーが減少していく中で、将来的にはそういった手段も考えていきたいと思っています。

(委員長)

自治会・町内会に関わらない自治体は増えています。東京都武蔵野市は自治会・町内会

は一切関わりません。佐倉市のお話を聞いていると、小学校区単位にコミュニティエリアを設定して、そこに地域の自治会・町内会を組み入れるような仕組みを作って、市役所が自治会・町内会をコントロールしていくように感じられます。

(井岡課長)

20世帯くらいの自治会もあれば、1,000世帯を超える自治会もありまして、個別自治会の規模によってもできることは限られています。課題は地域で生まれていますので、

(委員長)

具体的にはどういう課題が生まれているのでしょうか。

(井岡課長)

学校の子どもたちが安全に帰れるように、地域の方々が拠点拠点で見守っていくという活動が行われています。

(委員長)

佐倉市ではまちづくり協議会で行われているのですか。一般的には、PTAがおこなうか、また、学校・PTAから要請を受けた、地域の自治会・町内会、さらには敬老会等が行うのが一般的ではないでしょうか。

(井岡課長)

それができる自治会と、できない自治会が現状としてあります。

(委員長)

できる自治会とできない自治会があって普通です。

(井岡課長)

それが普通なのかもしれませんが、お子さんが小学校から帰るとき、ある自治会は見守りができる、ある自治会では見守ることができない、といったことがある場合に、まちづくり協議会として対応することができます。

(委員長)

住民が主体的にできているのに、わざわざ市役所が率先してやらなくてもいいのではないのでしょうか。

例えば、市役所の回覧物の配布は、協働という名の下に自治会・町内会に下請けしているところがあります。

話を聞いていると、まちづくり協議会に各種の団体を入れて、組織を再編成するという話に聞こえてしまいます。個別の自治会・町内会に予算の範囲内で補助金を出すというのは理解できますが、大構想をつくって、自治会・町内会などの地域組織を行政がコントロールしていくことは、自治の原点から見て心配です。

(井岡課長)

まちづくり協議会は市が設立するわけではありません。あくまでも地域で設立していただくものです。

(C委員)

5年くらい前の話ですが、私の済んでいる地域では、まちづくり協議会の設立を進めていて、社会福祉協議会の地区社協の福祉委員会の席で元会長がまちづくり協議会について活動方針など熱心に話されていました。そのとき、社会福祉協議会はまちづくり協議会の下請けなのかと思ったことがあります。私の感覚としては、防災にしても防犯にしても見守りにしても、まちづくり協議会を設立しなくても、自治会間の既存の連絡協議会でできないことはないと思っています。

(鴨志田主査)

できないことはないと思いますが、見守りについても、自治会が行ったり、ボランティアの方が行ったり、老人クラブが行ったり、PTAが行ったり、ばらばらで行っています。

個々の組織で非効率に行っている側面があれば、まちづくり協議会を設立することで効率的に行えるのではないかというのが我々の考え方です。

(C 委員)

まちづくり協議会ではどういうことを行っているのでしょうか。

(小田主査補)

平成25年度の事業ですと、臼井ふるさとづくり協議会ですと、臼井小学校の全児童を対象とした防災講演会、協議会が取り組んでいる活動を掲載した広報誌の発行、昔遊び体験教室事業です。

(C 委員)

それもまちづくり協議会なのですか。

(委員長)

教育委員会から高齢者のグループに働きかけて実施すればいいのではないのでしょうか。ひらがなの「まちづくり」は行政全体を含みますけれど、佐倉市の「まちづくり」は、全庁的調整が不十分なまま網羅しすぎではないのでしょうか。

それぞれの自治会・町内会で活動していただければいいのではないのでしょうか。

(A 委員)

平成19年度からスタートしたということですが、このころ新たな市民協働という言葉が全国の自治体で流行して、佐倉市では小学校区単位の新たな協働をやってみようということで、条例を作り、推進してきたと思います。

さきほど委員長がおっしゃられたようなことを、一度検証した方がいいのではないのでしょうか。そういった検証の上で、佐倉市が是非進めていこうとなれば、早期に全小学校区で設立していくことが大切だと思います。

地域コミュニティで一番の役割を担うのは自治会・町内会です。自治会・町内会が活発に活動していれば問題ないのですが、私が住んでいる地域でも自治会長は輪番制で、自治会活動が活発ではありません。

今後、佐倉市のコミュニティをどう活性化していくかということに関して、一度検証作業が必要でないかと思っています。

(B 委員)

自治会活動の負担が大きく、やめたいとか、引っ越してきた方で、自治会に入りたくないといった地域はありますか。

(鴨志田主査)

最近、そういった傾向が増えているように思います。輪番制で役員が回ってきたけれども、高齢でできないので、自治会を抜きたいといった相談を受けることはあります。

(委員長)

団地のように同年代が一斉に入居すると一斉に年をとってしまい、自治会活動が続かないということがあります。また、若い人は自治会・町内会活動にあまり参加してくれません。

地域コミュニティについて、今のまちづくり協議会のスタイルで進めていくのか、あるいは新しいあり方を生み出すのか。私は、まちづくり協議会に毎年 90 万円の補助金を出すより、佐倉市の自治人権推進課が中心となって、新しいあり方を生み出すほうがいいのではないかと思います。

どうしても二重行政に感じます。

(B 委員)

自治会に加入したくないのは、役員が輪番制で回ってくるからということがあると思います。そういったことが防げるような組織のあり方として、まちづくり協議会があるなら賛成です。

個人的な考えですが、放っておくだけでは自治会はなくなってしまうと思います。ある程度、行政が関わる必要があります。

放っておいても、核となるスーパーマンがいる自治会は活性化しますが、そういう人がいなくても継続できるような単位、広さでの組織の確立を手助けすることが必要だと思います。

(委員長)

私は、小学校区単位を否定しているわけではありません。佐倉市のコミュニティをどうすべきかということです。たとえば、政策を中心に防災課、福祉課、環境課等の担当者が集まって、検討していくことが必要ではないでしょうか。

できれば、市民の研究者、代表者にも入ってもらえればいいと思います。将来の人口減も視野に入れて、新しいコミュニティを生み出すくらいの意気込みで検討していただきたいと思います。

(井岡課長)

諮問会議がありまして、毎年度の事業について採択をいただいています。

(委員長)

特に、自治会・町内会とまちづくり協議会の関係を整理した方がいいと思います。

(C 委員)

私が心配しているのは、まちづくり協議会が動きだすと、既存の高齢者クラブ等が働かなくても進んでしまいます。今、団塊の世代の方がリタイアして町に戻ってきていますけれども、年齢的に高齢者クラブに入るには早くて、自治会の会長には順番ですからなれないということがあって、結局何もできないという現状があります。

かといってまちづくり協議会が彼らの受け皿になってしまうと既存の組織の弱体化が進むことになるのではないかと心配しています。

■市民提案型協働事業助成金

～概要説明～

(井岡課長)

市民提案型協働事業は市民と市の協働によりまちづくりを進めるため、市民公益活動団体が自らの知識、技術を活かした事業提案のもとに、団体と市が連携、協力して実施するものです。

助成金の内容ですが、対象となる事業は市が市民公益活動団体と課題解決のための目的を共有し、協力しあうことで、効果的な結果が期待できる事業、及び、団体が自主的、主体的に取り組む事業で、地域の活性化や社会や地域の課題解決が図れる事業です。

対象団体は、市民公益活動団体、NPO 法人、自治会・町内会、ボランティア団体などで、市民が中心となって構成された 10 人以上の団体を対象としております。

支援の内容につきましては、市民協働推進委員会で意見を聞き、採択を受けた事業について、事業費の 1/2 に対して 50 万円を限度に交付しています。

今年度は 6 団体から申請があり、5 月末に市民協働推進委員会を開催し、事業の採択を行う予定でおります。

～質疑応答～

(B 委員)

採択の基準ですが、点数配分はどうなっていますか。

(小田主査補)

評価項目が 6 項目ありまして、それぞれ優良可不可で、5 点 3 点 1 点 0 点を配分して、その合計点数で 6 項目 30 点満点のうち、その 2/3 以上の 20 点以上が採否のラインです。

(B 委員)

その 6 項目を教えてください。

(小田主査補)

- ・活動への誠実さ、熱意
- ・的確な課題把握
- ・的確な解決策、手段
- ・成果、達成の実現性

- ・協働で行うことの有益性
- ・公益性の確保

の6項目です。

(委員長)

具体的にどんな事業がありますか。

(小田主査補)

昨年度ですと、子どもに印旛沼の環境を周知するような事業を行っています。屋形船に市内の小学生70名を乗せて、湖上から沼の現状を説明しました。また、県の内水面研究所において県の職員から説明を受けました。

平成24年度には、心を豊かにするという目的で、市内の子どもたちに生の演劇を見てもらうという事業がありました。

(C委員)

6団体というのは、平成24年度の交付団体と変わっていますか。

(小田主査補)

平成24年度と今年度で重複しているのはNPOいんばだけです。

(A委員)

市内のNPO法人は何団体ですか

(井岡課長)

NPO法人が30団体で、市民公益活動団体が161団体です。

(委員長)

市民公益活動団体とは、具体的にはどんな団体ですか。

(井岡課長)

例えば、障害者の方への支援をしていたり、子育て支援の団体などです。

(A委員)

NPO法人は30団体あるということで、平成24年度は1箇所落選したようですが、これはなぜですか。また、NPO法人の職員は報酬を得ているのですか。

(小田主査補)

平成24年度はNPO法人に対して2団体交付していますが、職員が報酬を得ているかどうかは把握できていません。

(A委員)

NPO法人の従事者はどういうところから報酬を得ているのか気になっています。

(B委員)

NPO法人から報酬を得ていると思います。

(小田主査補)

補助金は事業費に対して交付されていますので、人件費にあてているということはありません。会費であったり、寄付金、企業の協賛金等が人件費の原資になっていると思いま

す。

(井岡課長)

活動内容によっては収入を得るような法人もあります。

(小田主査補)

平成 24 年度にあった落選の理由ですが、資料やプレゼンテーションを通して、有効性が認められなかったので落とされたというように記憶しています。

(C 委員)

平成 26 年度の補助金一覧を見ますと、その他の財源があるようですが、これは何ですか。

(田中主査補)

ふるさと事業基金の利子収入です。

(D 委員)

補助事業計画書には補助対象として、防災・防犯・福祉・環境・歴史・文化・観光・青少年健全育成などの各種公益活動とありますが、これまで補助金を支出した中で、分野別の傾向を教えてください。

(小田主査補)

分野別ですと、子供の健全育成、環境美化が多いように思います。

(C 委員)

補助は 1/2 以内、50 万円を限度ということですが、例えば 100 万円の事業を行おうと思ったら、50 万円を用意しなければならないということになります。非営利組織ですので、もう少し補助してもいいのではないかと思います。

(小田主査補)

市の補助金交付基準に沿っていますので、1/2 となっています。

■佐倉市企業誘致助成金

(産業振興課長 岩井課長、鳴田副主幹、大槻副主幹、柴田主査)

～概要説明～

(岩井課長)

企業誘致助成金の制度は、企業誘致を促進するため、平成 16 年度から運用を開始しています。助成の種類としては、企業立地促進助成金、地元雇用促進奨励金、緑化推進奨励金、賃貸型立地促進助成金、賃貸型情報機器助成金です。

主となる助成金は企業立地促進助成金で、適用条件として、市内各工業団地及び千葉リサーチパーク等、指定区域に事業所等を新設又は増設する企業を対象に、投資額 1 億円以上、雇用従業員数 10 名以上を条件に助成しています。

助成額は、新設又は増設にかかる固定資産税及び都市計画税相当額について助成し、助成期間は 5 年間となっています。

平成 16 年度から 24 年度までの間に、企業誘致助成金の制度に基づいて、助成を行った

企業数は 11 社で、助成金額は約 7 億 4,000 万円です。

この 11 社から、平成 16 年度から 24 年度までの間に歳入した税収は約 17 億円ですので、差引き 9 億 6 千万円が実質的な効果といえます。

5 年間を経過した後には、固定資産税及び都市計画税も税収として計上されてきますので、効果はさらに高いものと思っております。

また、この 11 社が佐倉市に進出したことに伴い、11 社で 1,020 名の雇用が発生し、そのうち 320 名が市内在住者となっており、雇用の促進にも寄与しているものと考えております。

今後とも、制度の的確な見直しと、ワンストップでのサポートにより、安定した財政基盤の確立や、雇用の拡大を図るべく、市内各工業団地や千葉リサーチパークでの企業誘致及び既存企業の事業拡大促進に努めてまいりたいと考えております。

～質疑応答～

(B 委員)

大変成果が上がっているのではないのでしょうか。民間企業はスピードが命なので、進出先の地域として検討のテーブルに乗った段階で、いかに早く結論を出すかということがポイントだと思います。この点について、工夫されていることを教えてください。

(岩井課長)

佐倉市ではワンストップサポートデスクを設け、2 名体制で対応しています。企業立地について相談したい場合は、ワンストップサポートデスクで的確にご案内し、レスポンスのいい回答をしています。

(B 委員)

企業立地（の動機付け）に関して調べた際に、助成制度、サポート体制が素晴らしいというのは、最後の要因でした。やはり、交通インフラが整備されているとか、空港が近いとか、港が近いといったことが大きな要因で、最後の 1 押しになるのがこの助成金だと思います。もともと、佐倉市の立地がいいということが成功の大きな要因だと思いますが、今後どういう方向で企業誘致を進めていくのか、また、どういうアピールで進めていくのかといった見直しポイントを伺いたいのですが。

(岩井課長)

大きなターゲットは、工業団地や千葉リサーチパークという指定区域なのですが、一定の公益性、新規雇用で 5 名以上、投資額が 2,500 万円以上といったいくつかの要件を満たせば、地域を問わず融資が受けられる、国のふるさと融資制度についても活用できるよう、平成 25 年度に要綱の制定を行ったところです。

国の制度をにらみながら、収入見合いの中で助成を行っていきたいと考えておりますので、ふるさと融資制度においては国が 75%、市が 25%という費用負担にも着目していきたいと考えています。

(委員長)

固定資産税と都市計画税を減免するのですか。

(岩井課長)

一旦納付していただいて、同額を補助金として翌年度に交付しています。

(A 委員)

11 社の成果が出ていますが、企業が自発的に佐倉市を選んだのでしょうか。それとも、佐倉市が営業活動をして、その結果誘致につながったのでしょうか。

(岩井課長)

両方のパターンがあります。税収で一番大きく貢献していただいている企業は、佐倉市から働きかけたという経緯があります。

また、工業団地の中で企業が土地を購入したときには、企業誘致助成制度のご案内をしています。交通インフラとか、市場に近いといったことが企業誘致の大きな要因ではあるものの、最終的に我々の競合相手である北関東圏、関越道周辺でも企業誘致の立地条件が重なるところは結構あります。

助成金は最後の要因であったとしても、どれだけレスポンスよく対応できるかといったところに注力しています。

(委員長)

佐倉市は成田に近いので、立地はいいです。佐倉市は自治体間競争に勝たなくてはなりません。そのためには都市計画との連携、県との連携、どうやって進出しやすくするかを考えなければいけません。神戸市を視察した際、道路や港湾整備の重要性を感じました。

また、学校、保育園、ガス・電気・水道などのユーティリティ施設、どう県と連携を図りながら整備するか、県内自治体との競争、埼玉県や神奈川県との競争もありますので、もっと整備したほうがいいと思います。

佐倉市の立地条件なら、11 社といわずもっと誘致できると思います。

(B 委員)

工業団地は埋まっているのでしょうか。

(岩井課長)

工業団地は第一、第二、第三、熊野堂とありますが、ほぼ埋まっています。千葉リサーチパークに 18 万平米ほど、5 区画の空きがあり、そこが当面の誘致ターゲットです。

(委員長)

環境整備をしたほうがいいですよ。

(岩井課長)

千葉リサーチパークについては、昨年 3 月末までは研究、研修施設という縛りがありましたが、隣接する千葉市や所有者である三菱地所と連携して、研究開発型製造施設を立地できるような都市計画法上の地区計画決定をしたところです。

(委員長)

それはいいことです。佐倉市 1 市で実施するのではなく、近隣自治体と連携してやるのはいいことです。例えば、佐倉市は〇〇市に福祉施設を貸し、〇〇市は佐倉市にコミュニティ施設を貸す、そういう幅広い連携の中に工業団地も組み入れてしまったほうがいいと思います。

ただし、地域住民の生活環境が悪くならないように整備していくことが大事だと思います。成田が近い環境をうまく活用してください。

(B 委員)

とても多くの助成金が必要となりますが、予算要求する際に財政課に切られることはありますか。

(岩井課長)

一旦税金を納めていただいて、翌年度に同額を交付しています。財政課には、普通交付税で 75%相当は目減りするけれども、25%部分は自助努力分とできるので、昨年度歳入した税額を返すことに理解してもらっています。

(委員長)

減免の分と、税収の原価計算だけではまずいと思います。道路、学校などの都市計画を含めた投資額の原価計算が必要ではないでしょうか。

(A 委員)

誘致した企業があるならば、転出した企業もあるのでしょうか。

(岩井課長)

2、3 あります。いろいろな業種がありますので撤退ということもありますが、工業団地の空きが発生しないのは、後からすぐ入ってくれるということで、工業団地自体に魅力があると思います。

(A 委員)

企業誘致に際して、都市計画上の制限があると思うのですが、変更すれば工場が建てられるというときには、積極的に変更するのですか。

(岩井課長)

第三工業団地周辺は、一定の物流施設ですとか製造施設にあっては調整区域であっても、第三工業団地に隣接していれば地区計画を立てて都市計画上の要件を満たせば、建設を認めていこうという方針を都市部に立ててもらいました。

調整区域ではあるけれども一定の要件を満たせば建設できますよ、というご案内はできるようになりました。

(委員長)

都市計画との連携を密にして進めてください。

■佐倉市商工会議所事業補助金

～概要説明～

(岩井課長)

佐倉商工会議所は、市内における商工業の総合的な改善、発達を図り、兼ねて社会一般の福祉の増進に資することを目的として、平成3年4月に設立され、現在の会員数は1,687名です。

市内商工業者の約44%が加入しています。会員数が5割を切っており、市としても会員数の増強についてお願いをしています。

事務局職員は専務理事1名、事務局長以下事務職員13名で、経営改善普及、地域振興の2つの事業を柱にしています。

平成24年度の収支決算における事業会計決算額は、1億6,073万2,653円であり、市の補助金額は3,350万円で、事業会計決算額の20.8%です。県の補助金額は相談所を対象に3,473万円で、同21.6%となっています。

市の補助内容については、一般事業費補助として1,235万円です。これは事業会計決算額の7.7%となっています。一般事業の内容としては、総合振興事業、商工業振興事業、中小企業対策事業、商工技術振興事業、調査広報事業、経営改善普及事業を行っています。

一般管理費補助は、主に人件費です。職員の設置費として1,705万円、その内訳として、一般会計職員給与1,180万円、相談所特別会計職員給与525万円、その他福利厚生等を合わせて2,115万円、事業会計決算額の13.2%となっています。

補助金の意図は、商工会議所は商工会議所法に基づいて設置した団体で、経営一般、金融、税務、労働、環境対策等の総合相談、指導を行っている市内で唯一の総合経済団体です。

巡回指導、窓口相談等に積極的に取り組んでおり、大いに意義があると考えております。また、課題については、本格的な景気回復が途上にある中で、商工業者の後継者不足を背景に会員数が漸減傾向にあります。新たな会員の勧誘に努めるとともに、加入促進のためのインセンティブについても研究するようお願いしています。

また、補助金の妥当性については、商工会議所は商工会議所法に基づいて設置した団体であり、市内で唯一の総合経済団体であることから市内の商工業者の経営相談、資金繰り相談、税務相談を行うなど、市内商工業者にとっては必要かつ不可欠な存在となっているので、経営安定の自助努力を進めていただきながらも、商工業の維持発展や地域の活性化推進のためには公的助成が必要であると考えております。

～質疑応答～

(A 委員)

会員になるとメリットがあるのでしょうか。

(岩井課長)

会員のメリットとしては、資金繰りの際に、日本政策金融公庫の資金が無担保で借りら

れるということがメリットの1つです。

また、経営相談についても、税務から経理から、ありとあらゆるジャンルを受け付けており、確定申告等も大きな魅力となっています。

(A 委員)

会費は高いのでしょうか。

(岩井課長)

規模によって違いますが、月 1,000 円、年間 12,000 円が一番安い会費です。

(鳴田副主幹)

補足ですが、法人の場合は 18,000 円から、個人の場合は 12,000 円からとなっています。

(A 委員)

会費は会社の経理上、経費として落とせるのですか。

(鳴田副主幹)

経費として認められると思います。

(A 委員)

魅力がないから会員数が少ないのでしょうか。

(岩井課長)

業態が変わってきているということがあります。チェーン展開をしている企業は、本部からの指示で動くので、地域の商工業者との連携や相談は必要ありません。損害保険会社の例でいうと、営業所を千葉と成田に集約して、佐倉は営業所がなくなってしまったとか、多様な業種の再編や業態の変更により相当数の会員を失っているとは聞いています。

(委員長)

シャッター通りへの戦略はどうなっていますか。

(岩井課長)

空き店舗については、住宅兼店舗が多く、水回りが別になっていけばいいのですが、貸店舗をするにもトイレをシェアしなければならないといった事情があり、難しい状況です。

(委員長)

有効な手がないと思います。商工会議所に補助金を出しているだけではジリ貧になります。経済担当課として、このままでいいのでしょうか。私は、地域特性をみて商店街の活性化を考えるべきではないかと思っています。それには、役所の職員だけでなく、金融機関、大学の研究者、そこに住んでいる商店の方が一緒に議論をして、活性化プログラムをつくらなければいけません。

手法は2つあります。戸越銀座は昔からの商店街ですが、何故発展しているかという、商店街が連携しているからです。これが1点。

また、イギリスでは同一業種が共同購入を行っています。スーパーは大量に購入するからコストを抑えることができます。市内の同一業種が共同して購入することも手段としてはあります。

店舗と住居が一体になっているので、シャッターが下りてしまいます。イギリスは店舗と住居を別にしてしています。そういったことを含め、広範な議論をしていかなければいけません。

既成商工会活動だけに補助金を出しているだけではジリ貧になります。会員数が 50%を切っており、30%を切る日も近いでしょう。そうなってくると補助金の適正化が問われます。危機意識を持っていただきたいと思います。

イギリスのレスター市では、スモールビジネスを集合して、新しいショッピングモールを既成商業地域の中に整備しました。

予算の許す範囲で、先進国の先進自治体に視察に行くのもいいのではないのでしょうか。十勝地方の池田町は町長が職員を外国に派遣して、ワインづくりが始まったという経緯があります。

この補助金はもう一工夫必要だと思います。

(A 委員)

人件費補助についてですが、職員数は毎年同じですか。

(岩井課長)

1人2人の増減はありますが、ここ5年の間は13名から14名で推移しています。

(A 委員)

商工会議所職員の人件費補助をしているというのは聞いたことがありませんでした。近隣の自治体も同様に人件費補助をしているのでしょうか。

(岩井課長)

成田市や八千代市も人件費補助をしています。

昔からある商工会議所は、事務所が市の中心地にあって、不動産経営や貸会議室ができるような商工会議所は人件費補助をしなくても済むといったところもあると聞いていますが、相対的には人件費補助をしているところが多いと思います。

(A 委員)

法律があるにせよ、団体の運営にかかる人件費については、自助努力でなんとかすべきではないでしょうか。

■社団法人佐倉市観光協会事業補助金

～概要説明～

(岩井課長)

この団体は昭和32年に設立され、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に基づき、平成25年4月に公益性の認定を受け、公益社団法人佐倉市観光協会となっています。

会員数は平成24年度末で228名、個人経営企業や団体の代表などにより構成されています。

事務職員は専務理事1名、事務職員1名のほか、臨時職員を雇用しています。

事業内容は観光推進事業として観光宣伝事業のほか、印旛沼周辺美化事業、観光プロモーション事業のほか、市内2箇所にある観光案内所において、観光案内業務を行っております。

0 平成24年度の事業決算額は4,816万3,332円となっており、市の補助金額は1,449万円となっており、その割合は30%となっています。

～質疑応答～

(委員長)

ふるさと広場で行われるチューリップまつりのPRを考える必要があります。補助金の使い方工夫してほしいものです。佐倉市はとてもよい観光資産を持っているのに、なぜ東京や埼玉の人が来ないのでしょうか。

(岩井課長)

昨年、駐車台数、臨時バス等の賃料から見込みますと約10万人、今年は約15万人の参加がありました。今年は民放各局に取り上げてもらって、佐倉市の知名度が上がったと思います。

(委員長)

大分県豊後高田市の「昭和の町」は、商工会議所の若い職員と市役所の観光課の職員とが協力することで、年間5万人しかこなかった観光客が年間34万人になりました。風車もあり、印旛沼もあり、チューリップもあるのに、どうしてこれだけ人が来ないのでしょうか。

風車だけでは人は来ないので、周辺の観光ルートの整備や商店や飲食店の設置をおこない、そのうえ、ターゲットを東京、埼玉に絞ってPRする、来てもらった人に佐倉市の物産を買ってもらおうといった総合的な戦略が必要ではないでしょうか。

ストックはいいので、観光ルートを1時間で歩けるルートとか、3時間で歩けるルートとか、そういうコースのPRもしてほしいと思います。

(岩井課長)

市の財産を有効活用し、特産品を買ってもらい、消費していただけるような戦略を立てていきたいと思います。

(委員長)

買っていただく、観ていただく、食べていただく、最後に飲んでいただくというのが重要です。

(B委員)

先ほどの佐倉市商工会議所事業補助金は半分以上が人件費に対する補助ですが、この補助金も同様でしょうか。

(岩井課長)

約 390 万円程度が人件費補助になっています。観光協会は事務局員 1 人について補助しています。560 万円の補助基本額に 7/10 を乗じて補助金を支出しています。

以前は 9/10 の補助をしていましたが、補助率を下げた経緯があります。補助基本額の 560 万円ですが、12 年の経験年数を想定しています。

(B 委員)

職員人件費が補助金の大半を占めていると、補助金の成果が見えにくいと思います。職員の雇用を維持したことが成果になってしまうからです。維持した結果どのくらい円滑に事業が行われたかというのは測りづらいと思います。

補助対象経費を事業にするなど、見直しをするべきではないでしょうか。

(岩井課長)

人件費を支出して、各職員がどんな事業にどれくらい従事したかということは、調査させていただいております。

人件費に従事割合によって事業費に入れ込むことも可能かとは思いますが、人件費補助は人件費として見えておいたほうが透明ではないかという考えでおります。ここは検討課題です。

(委員長)

一過性のイベントでというのがありますが、日ごろの佐倉市のいいところも見てほしいと思います。数字で把握することも大事だと思います。

パブリシティも含め、ご努力をお願いしつつ検討をお願いいたします。

■佐倉市社会福祉協議会事業推進費補助金（人件費分）

（上村課長、三須副主幹、片貝主査）

～概要説明～

（上村課長）

社会福祉協議会は、社会福祉法にその名称や目的、事業などが位置づけられた社会福祉法人です。公的な福祉サービスや、支援が及ばない分野の地域福祉推進事業を会員だけでなく全市民を対象に、市内全域で実施しています。

この地域福祉推進事業のうち、特に公共性、公益性が高い、地域に密着した事業に従事している職員や、地域福祉推進事業を実施するために必要な法人本体のための人件費を補助しています。

具体的には、補助事業計画のとおり、市内に 14 ある地区社会福祉協議会や、社会福祉団体の協議会などの支援を行う地域福祉ネットワーク事業、生活に困窮している方を支援する善意銀行やフードバンク、生活福祉資金の貸付などを行う要援護者支援事業、ボランティア活動を支援するボランティアセンターの運営などのボランティアセンター運営事業、市民参加による心配事相談や法律相談などを行う福祉相談事業、そして各種補助対象事業を実施するために、社会福祉協議会の法人としての運営に携わる職員の人件費が補助対象

となっています。

なお、平成 24、25 年度に補助対象事業であった介護人材育成事業については、平成 26 年度は実施しないことから対象事業ではなくなりました。

補助率につきましては、市民生活に密着し、ボランティアなど多くの市民が参加しながら実施されているボランティアセンター運営事業、福祉相談事業を除いて補助対象職員の 1/2 の職員人数を補助しています。

社会福祉協議会の補助対象となっている各種地域福祉推進事業はそれぞれ福祉サービスの対価を得るのが難しい事業であり、また会費や寄附金収入を人件費に充てることは規定により難しい状況となっています。

佐倉市としましては、地域福祉の充実、向上を図るためには、補助対象となっている地域福祉推進事業が継続的に実施されることが必要と考えています。

当該人件費補助については、社会福祉法人等の公平性の観点から、補助基準額や委託事業化の見直しを進めてきたところです。

なお、平成 26 年度当初予算においては、昨年までの市委託事業にかかる人件費を補助金としていましたが、各委託事業に当該人件費を計上したところです。

依頼のありました社会福祉協議会の正職員給料の支給状況につきましては、本日配布いたしました資料のとおりです。社会福祉協議会職員平均給与額等の表については、補助対象の正職員の数値となっています。

～質疑応答～

(委員長)

地域福祉ネットワーク事業、要援護者支援事業、ボランティアセンター運営事業、福祉相談事業は具体的にはどのような事業ですか。

(三須副主幹)

地域福祉ネットワーク事業は、市内に 14 ある地区社会福祉協議会の会長、福祉委員の研修会であったり、社会福祉施設協議会の事務局としての活動というものです。

要援護者支援事業は、生活に困窮している方にお金を貸し付けたり、支給したりという内容です。善意銀行というのは 5 万円を上限に貸付けを行って、生活保護を受給できるまで生活費を貸付けたり、フードバンクは食べ物をお金の代わりに支給するといったものです。

生活福祉資金の貸付業務は県の社会福祉協議会の委託事業ですが、人件費の全額が出ているものではありませんので、市が補助している状況です。

ボランティアセンター運営事業は、ボランティアセンター連絡協議会の事務局、ホームページの作成、ボランティアの養成等を行っています。

福祉相談事業は、心配事相談等として、週に数回、民生委員やボランティアの方に電話や市内の地域福祉センターで相談を受けてもらっています。相談は専門的なものではなく、

話し相手になるなどなんでも相談です。

(B 委員)

佐倉市の福祉事業全体に対する、社会福祉協議会が主体として行う福祉サービスと、市が直接実施しているものの割合はどれくらいでしょうか。

(上村課長)

社会福祉協議会と市の立ち位置は違って、社会福祉協議会は実施団体で、今申し上げた事業のほか、独自に行っている在宅事業等を展開しています。市は福祉制度を中心として、制度の整備等を行い、地域における支えあい活動等を側面から支えています。

社会福祉協議会と市が、うまく連携して支えあっています。

(B 委員)

市が決めた事業の一部を社会福祉協議会に実施してもらおうという関係ではないのですね。

(上村課長)

委託しているものもあります。本来は市の事業として行うもののうち、市だけではできない部分を社会福祉協議会に委託して行っているものもありますし、この補助金として支出しているものについては、市だけではできないものについて、社会福祉協議会がその推進を担っているという認識の中で補助金を支出しています。

(B 委員)

補助対象事業は、本来、佐倉市がやると決めた事業としてお願いしているのでしょうか。それとも、社会福祉協議会が独自にやっている事業なのでしょうか。

(三須副主幹)

補助事業ですので、社会福祉協議会が主体となって行っている事業を補助しています。

(委員長)

平成 25 年ベースで予算が 8,392 万 6 千円あって、平成 26 年度の補助事業費に対する支出は 3,935 万 1 千円です。残りはどこに使っているのでしょうか。

(三須副主幹)

平成 25 年度の補助事業計画書の中の「補助対象事業の具体的内容」欄の一番下に、市委託事業と書かれていると思います。この部分について、平成 26 年度から人件費を各委託事業に計上したため、補助金自体が減額となっています。

(委員長)

この事業が廃止になったのですか。

(三須副主幹)

いいえ、委託事業について、人件費を別に補助金として支出していたのですが、平成 26 年度からは委託事業として支出することになったため、人件費の補助金としては減額になっています。

(上村課長)

今までは、敬老会等の委託事業にかかる人件費分は、補助金として支出していましたが、委託費として積算し、計上するという見直しを行いました。

(委員長)

見直したということですね。例えば、宅配給食を行っていて、それにかかる人件費分を補助金として別に支給していると、民間の法人と比較して社会福祉協議会のコストが低くなります。

これでは競争になりません。委託事業はすべて委託費とし、民間と社会福祉協議会が競合すべきです。社会福祉協議会はベールの中に隠れてはいけません。今回の見直しは評価できます。

(A 委員)

社会福祉協議会の常勤職員は33名ということですが、正職員の給料表は市と同じですか。

(三須副主幹)

同じです。

(A 委員)

ということは、市の職員と社会福祉協議会の職員は、経験年数や役職が同じであれば同じ額をもらっているということですね。

(三須副主幹)

運用は別であり、必ずしもイコールではありません。個別の職員を調査しますと、全般的に市より高い給料をもらっているということはありませんでした。

(委員長)

採用試験はどうなっていますか。

(上村課長)

社会福祉協議会独自の採用試験を行っています。

(委員長)

それは透明性に欠けるのではないのでしょうか。人件費が市の職員とほぼ同じであるならば、採用基準も同じにするように指導するべきです。社会福祉協議会も一般の人から見れば安定した会社ですので、激戦を勝ち抜いて市の職員になった人と、そうではない社会福祉協議会の職員と同じでは不平等ではないのでしょうか。

社会福祉協議会の職員の給与等が同じということならば、人事課に相談して社会福祉協議会の採用を市職員と一緒に受験できるシステムを開発してはどうでしょうか。今日のよりに福祉協議会独自の採用基準では透明性に欠けると思います。

委託事業にかかる人件費を委託費としたということは、大きな前進だと思います。職員採用も透明性のある、市民が納得できる形にしていきたいと思います。

(A 委員)

いわゆる縁故採用があると不公正だと思いますので、きちんとするべきではないでしょうか。

理事長、理事、評議員はどういった人でしょうか。

(上村課長)

理事は行政や、地区社会福祉協議会の委員、民生委員、地域の各福祉団体関係者、学識経験者等です。市の職員では、福祉部長が理事です。

評議員も構成は同じような形ですが、行政からは社会福祉課長、教育委員会から 1 人が理事となっています。

(A 委員)

市議会議員は入っていますか。

(上村課長)

以前は入っていましたが、現在は入っていません。

(A 委員)

議会審議、予算審査特別委員会等の場でも、社会福祉協議会への支出は見えにくいところがあります。議員は市民の代表ですので、審議会に参画したほうがいいと思います。

(委員長)

それは逆だと思います。全会派が入れないので、不平等になります。議員は入らない方がいいと思います。先進自治体は入らないようにしています。

(A 委員)

地区社会福祉協議会にも人件費補助をしているのですか。

(三須副主幹)

直接的な補助はしていません。地区社会福祉協議会の福祉委員の研修等については、市の補助対象となっていますが、事業に対する補助金はありません。

(A 委員)

地区社会福祉協議会は場所を固定して相談をしていると思いますが、人件費補助は出ていないのですか。

(上村課長)

地区社会福祉協議会の活動については、いただいた会費を分配する形になっています。

(委員長)

平均給与の 775 万 4 千円に共済費は入っていますか。

(三須副主幹)

入っています。

(委員長)

委託事業にかかる人件費を人件費補助から外したのはよくやったと思います。庁内で議論があったのですか。

(上村課長)

議会、監査から指摘を受けていました。現在も見直し中です。委託事業についても競争してもらえるものについては競争してもらいたいと考えています。

2. ヒアリング結果に基づく意見集約について

(委員長)

地域まちづくり協議会事業交付金についていかがでしょうか。

(C 委員)

日ごろ疑問に思っていたので、詳しい話が聞けてよかったです。

(B 委員)

重複感があるので、協議会を作った方が得といったことがないほうがいいと思います。自治会の広域化という考え方は、これからの時代に合うと思うので、自治体を包括する協議会というようなピラミッド型の位置づけではなく、水平型の展開ができれば、広域型の自治会活動もいいのではないのでしょうか。

(A 委員)

コミュニティについてはいろいろな考え方がありますが、佐倉市として小学校区単位でコミュニティをつくっていくという大方針であるならば、そのインセンティブとしての補助金支出はやむを得ないものと思います。

7か所の協議会の活動内容などを一度検証して、佐倉市の方針を再確認する必要があると思います。

(D 委員)

担当するセクションを明確にしていくことが必要ではないのでしょうか。防災防犯については、安全安心を確保するという点で行政が直接行うことも検討し、文化的な側面では、地域の特色づくりを支援できるような交付金をとった方向性が必要ではないのでしょうか。

(委員長)

自治会とまちづくり協議会の二重行政については整理してほしいと思います。小学校区単位のコミュニティブロックを否定するものではありませんが、その中に既存の町内会を組み入れるというのはいかがなものでしょうか。

結論としては、もう少し補助金の中身を検証しながら、コミュニティのあり方を模索してもらいたいということはいかがでしょう。

(委員長)

市民提案型協働事業助成金についていかがでしょうか。

(B 委員)

補助が最大 3 回までということだと、プレゼンまでできる力のある団体はあまりないと思われます。この助成金をもらうには、審査基準を考えると、みんなに熱意が伝わるプレゼンをしなければいけません。

(C 委員)

東大阪市では、こういう市民協働事業を育てるために、補助金を何段階かに引き上げるということを行っているようです。佐倉市の場合、半分を出しなさいというやり方なので、これから少しずつ行っていこうという団体には、負担が大きいのではないのでしょうか。

やはり、育てるということをしていかなければいけません。

(B 委員)

同感です。

(委員長)

申請団体を育てる仕組みを作りつつ、補助回数は 3 回で終わりというのではなく、何年か空いたらまた補助するという。

(B 委員)

今の審査基準だと助成を受けられる団体が限られて、そこが 3 回補助を受けたら対象がなくなってしまうのではないのでしょうか。

(委員長)

プレゼンをできない団体がたくさんあるので、プレゼンに対して育てることが必要です。

(C 委員)

最初からあまり要求しないことです。

(委員長)

申請団体を育てる仕組みも必要であるという答申でいかがでしょうか。

(A 委員)

実際 9 万円とか 11 万円しかもらっていません。書類を作成するだけで相当手間がかかります。

(委員長)

佐倉市企業誘致助成金についてはいかがでしょうか。悪くはありません。もう少ししっかりやってほしいと思います。都市計画との連携が重要です。

(B 委員)

市民の雇用者が多くありませんでした。市民雇用者の条件設定も必要ではないのでしょうか。

(A 委員)

市民雇用が増えれば住民も増えます。補助の対象は指定区域のみということでしたが、積極的に対象地域を拡大してもいいのではないのでしょうか。

(B 委員)

企業が場所を選定するときに、従業員をどこから雇用するか、従業員が通えるところか、引っ越してくるとすれば住むところはあるか、という点が重視されます。

(委員長)

市内に大学と専門学校はありますか。

(小川財政課長)

大学は短大があります。専門学校はありません。

(委員長)

東京のK市では、契約の際、金額によっては市内の大学から採用するといった条件をつけています。そこまでいかないにしても、市内雇用者が少なすぎると思います。市民雇用を条件に入れるべきだと思います。

(小川財政課長)

この補助金にも、地元雇用の促進奨励金が雇用一人につき年10万円を3年間支給するとありますが、拡充した方がいいということでしょうか。

(委員長)

そうです。在勤者ではなく、在住者の雇用を条件にしてください。

そういう話をふまえて、都市計画と連携して進めてほしいという意見とします。

(委員長)

佐倉市商工会議所事業補助金についていかがでしょうか。これは結論がでていますね。既存の商工会議所の事業だけに補助するのではだめです。

(A 委員)

人件費を補助するというのはどうでしょうか。

(委員長)

今までと同じことをやっていたのではだめだと思います。新しい発想をいれて補助金を考えていかなければいけません。

既存の商工会議所の事業だけに補助するのではなく、商店街を活性化する方策を研究、調査することに補助金の有効活用を図っていくことです。

(委員長)

社団法人佐倉市観光協会事業補助金についてはいかがでしょうか。少なくとも佐倉市の観光資源をもう少し他県にPRしないと、投資に見合っていないと思います。お客さんがいっぱい来て風車が回っているならいいのですが。

(B 委員)

観光の活性化には発想の転換が必要です。ずっと同じやり方でやってくると、急に新しい発想は浮かばないものです。

(委員長)

観光事業の活性化を求める委託でもいいし、委員会でもいいし、知恵を使わなければいけません。

(C 委員)

観光資源が点在しています。岩名にも新しい球技場ができました。ふるさと広場も道路を拡張して通りやすくなっていますが、それがつながっていないということが問題です。循環バスを走らせたり、観光客が来やすい環境にしないといけないと思います。

(委員長)

観光協会はもう少しPRの見直しをするということで意見とします。

(委員長)

佐倉市社会福祉協議会事業推進費補助金（人件費分）についてはいかがでしょうか。委託金になおしたところは評価できます。

平成24年度に8,000万円ほどあった補助金が半減しています。

今年度は補助金の整理ができています。ただし、職員採用の明確化を求めたいという意見とします。

3. ヒアリング対象の追加について

(委員長)

それでは、ヒアリング対象補助金の追加について、各委員からご意見を伺いたいと思います。

(A 委員)

3番の佐倉市役所職員共済会補助金について、職員団体への補助ですし、金額も350万円ということで、話を聞いてみたいと思います。

次に、70番の佐倉市林業振興事業補助金について、平成26年度の予算が0になっています。こういった補助金を残しておく必要があるのかという視点で、聞いてみたいと思います。

次に115番の佐倉市体育協会補助金について、役割が自治体によって違うと思いますが、充実の方向で意見を言いたいと思っています。

(C 委員)

私は今のところありません。

(B 委員)

4番の佐倉交通安全協会佐倉市支部長連絡協議会補助金、5番の佐倉市交通安全母の会事業補助金について、交通安全に関する補助金をどういう風に整理しているのか聞いてみたいです。方向性が同じであれば、整理できるのではないのでしょうか。

それから、8番から13番までの防災に関する補助金について、例えば9番と10番、11番と12番というのは、似ているけれども、財源が違うから分けているのかとか、そういった関係性について、簡単な説明でいいので聞いてみたいと思います。

次に71番の佐倉市淡水魚貝類資源確保対策事業補助金について、役目が終わっているのであれば、整理できるのではないのでしょうか。

それから95番の佐倉市私道等整備補助金、96番の佐倉市私道等整備補助金について聞いてみたいです。

(D 委員)

16番の佐倉市自治会・町内会等連合協議会交付金について、防災における自治会との協働的研究事業に対して交付金が出ているのですが、取り扱い等もふくめて話を聞かせていただきたいです。

次に、43番の認可外保育施設運営費等補助金について聞いてみたい。小規模保育に対する佐倉市の考え方について、拡充を含めて聞いてみたいと思います。

それから、115番の佐倉市体育協会補助金も聞いてみたいです。

(委員長)

私は、83番の佐倉市認定職業訓練運営事業補助金について聞いてみたいと思っています。対象者が市内にいないのに補助しているのではないのでしょうか。

それから、54番の佐倉市生ごみ減量化促進事業補助金について、市民の利便に供しているのか伺いたいです。

それから、23番の佐倉市民生委員児童委員協議会交付金について、民生委員のなり手がいなくなっている現状について伺いたいです。

それから、37番の佐倉市シルバー人材センター補助金について、事業費収入と人件費補助の考え方を整理したいと思います。

それから、50番の佐倉市食生活改善推進協議会事業交付金について、補助金の目的がよくわかりません。また、この協議会だけなのかどうか、同様の活動を行っている民間団体はないのか、補助金の平等性を伺ってみたいと思います。

以上です。

(小川財政課長)

今回は6月末にヒアリングをする日程が決まっていますが、今、各委員から希望のあった補助金について、全てヒアリングをするとすると、もう1回委員会でヒアリングするというのでいいのでしょうか。

(委員長)

6月、7月とヒアリングを行い、8月の暑い時期は避けて、涼しくなってから報告書の議論に入りたいと思います。

効率的にヒアリングを行わないと、3回かかるかもしれませんね。

(小川財政課長)

ヒアリングはあと 2 回くらいでないと、それ以降のスケジュールが苦しくなります。事務局との質問のやり取りで済むものがあればいいのですが。

(委員長)

1 時から開催しますか。

(B 委員)

例えば、私が申し上げた 71 番の佐倉市淡水魚貝類資源確保対策事業補助金については、どのような考えかという方向がわかればけっこうです。

(小川財政課長)

事務局で一度整理させていただきたいと思います。

(委員長)

それでは、2 回かけてヒアリングを行っていきたいと思います。以上で本日の議事は終了とします。

(終了 : 17 : 18)